

株式報酬への課税に関するアップデート

既にご存知かと思われませんが、個人所得税法とそのガイダンスとなるDecreeやCircularが発行されて以来、株式報酬への課税については明確な規定が定められていません。過去においては、株式報酬への課税と関連した問題はそれまでに存在していた様々な規定に基づく対処が行われていました。しかし、これらの規定の間には必ずしも一貫性がありません。

財務省は2009年10月7日にOfficial Letter No. 14169/BTC-TCTを発行し、株式またはストック・オプションの形態による報奨への課税に関する追加的なガイダンスを公表しました。

Official Letter 14169は以下の形態による株式報酬に対する個人所得税の影響について取り扱っています。

- (i) 自社の株式またはストック・オプションの形態による報奨
- (ii) 親会社の株式またはストック・オプションの形態による報奨

Official Letter 14169と現行税規則に基づき、株式報酬からの勤労所得と株式譲渡所得に対する課税は以下の如く決定されます。

勤労所得への課税

	株式報奨	ストック・オプション
課税所得	雇用主の帳簿上の簿価	雇用主の帳簿上の簿価
税率	5%～35%(累進課税)	5%～35%(累進課税)
課税時点	売却時	売却時
行政手続き	確定申告時に税金を申告・納付	確定申告時に税金を申告・納付

株式譲渡所得への課税(*)

	株式報奨	ストック・オプション
課税所得と税率	転売価格の0.1%または譲渡益の20%(売却の手取金から額面または簿価を差し引いた額)(**)	転売価格の0.1%または譲渡益の20%(売却の手取金から額面または非優先購入価格を差し引いた額)(**)
課税時点	売却時	売却時
行政手続き	売却時(***)	売却時(***)

(*)2009年8月12日付け Circular 161/2009/TT-BTCに基づき、2009年に実施された株式の譲渡は個人所得税を免除されます。

(**)Official Letter 14169に基づき、株式譲渡時の課税所得と税率は(i)売却の手取金の0.1%または(ii)譲渡価格と額面の差額あるいは譲渡価格と簿価の差額である正味譲渡益の20%となります。しかし、2008年9月30日付け Circular 84/TT-BTCによれば、(ii)の方式による課税所得は、譲渡価格と額面の差額あるいは譲渡価格と簿価の差額から適法な譲渡コストを差し引いた額となります。

(***)Official Letter 14169は株式譲渡時の税金の申告・納付に言及していません。しかし、Circular 84に基づき、株式譲渡から生じた個人所得税は売却時の申告・納付を義務づけられます。

ストック・オプションや株式報奨を雇用終了後またはベトナムへの出向満了後に売却した個人に関しては、雇用主は実務上、税金の代行申告と徴収にあたって困難に直面する可能性があります。

本件に関してご相談等がございましたら、いつでも弊社までお問い合わせください。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ナム・グエン nam.nguyen@vn.ey.com	パートナー
フーン・ヴァー huong.vu@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ carlo.navarro@vn.ey.com	パートナー
セーラ・ジャップ sarah.jubb@vn.ey.com	ディレクター
ジェフ・シー jeff.sea@vn.ey.com	ディレクター
ニャン・フイン nhan.huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ロネル・アセロン ronelle.aceron@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ティー・ティ・アイン・フイン thy.anh.huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
タイン・チュン・グエン thanh.trung.nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
チャン・ファム trang.pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
テー・ジャー・トラン the.gia.tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ホアン・ヴァー・ファン hoang.vu.phan@vn.ey.com	シニア・マネージャー
トウアン・ディン・ファム tuan.dinh.pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー

日系企業担当

浅利 昌克
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

中島 敬仁
Takahito.Nakajima@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ
Hau.My.Cao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している13万5,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっており、また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2009 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的なガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。EYGM Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成する他のメンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn